

令和6年度 第2回 白馬村観光振興のための財源検討委員会 議事録(要旨)

日時	令和6年10月22日(火) 10:00~11:20
場所	白馬村保健福祉ふれあいセンター 2階 学習室

■ 委員

<敬称略>

学識経験者	(公財)日本交通公社 理事	山田 雄一	出席
学識経験者	國學院大學 観光まちづくり学部 教授	塩屋 英生	出席
学識経験者	東京女子大学 現代教養学部 教授	矢ヶ崎 紀子	欠席
関係団体代表	八方尾根開発(株) 代表	倉田 保緒	出席
関係団体代表	(一社)白馬村観光局 事務局長	福島 洋次郎	出席
関係団体代表	白馬商工会 副会長	山本 孝男	出席
関係団体代表	Hakuba International Business Association 代表	イアン・ミラー	出席
関係団体代表	(一財)白馬村振興公社 事務局長	吉川 健一郎	出席
村長が認める者	ホテル白馬 代表	柴田 謙二	出席
村長が認める者	山の郷ホテル白馬ひふみ 代表	丸山 智彦	出席
村長が認める者	(株)白馬館 役員	松沢 英志郎	出席
村長が認める者	(株)オーブス 役員	岸 壮周	欠席
オブザーバー	白馬村 副村長	吉田 久夫	出席
オブザーバー	白馬村議会 産業経済委員長	切久保 達也	出席

出席 12 名

■ 事務局

白馬村役場 総務課長	田中 克俊	○
白馬村役場 総務課 企画政策係長	渡邊 宏太	○
白馬村役場 税務課長	太田 雄介	○
白馬村役場 税務課 課税係長	一井 剛	○
白馬村役場 観光課長	鈴木 広章	○
白馬村役場 観光課 観光商工係長	矢口 浩樹	○

\* 傍聴:8名(オンライン)

## 1. 開 会

<田中総務課長>

開会を宣言した。

## 2. あいさつ

<山田会長>

先週、出張でオランダとイタリアを訪れた。アムステルダムでは、オーバーツーリズムの関係もあり宿泊税の税率を上げているが、消費税・付加価値税とは別に宿泊代金の12.5%を宿泊税として徴収していた。ヨーロッパは全体的に宿泊税を上げている状況で、「観光地域づくり」にお金が使われている。

世界中で人々の動きが活発化している中で、地域がどういった形で財源を確保していくのかということとは大きな課題になっていて、各地域が悩みながら自分たちの財政的な仕組みを考えている。本日も白馬村としてどのようにその財源を確保していくのかということについて、様々な形で議論していきたい。

<田中総務課長>

各部会から選出され、新たに就任した委員を紹介した。

(宿泊税検討部会)

・東京女子大学 現代教養学部 国際社会学科 矢ヶ崎典子教授

・HIBA(Hakuba International Business Asosiation)代表 イアン・ミラー氏

(登山協力金検討部会)

・白馬村振興公社 吉川事務局長

(事業者負担金検討部会)

・白馬商工会 山本副会長

## 3. 会議事項

### (1)事業者負担金の検討状況

<倉田委員(事業者負担金検討部会長)>

「資料1」により検討状況を説明した。

初回の会議は、会長・副会長の選任と検討方針の確認等を行い、第2回では候補となりうる財源や海外の事例、シャトルバスなど地域の課題について情報共有が行われた。

先行して導入される可能性の高い宿泊税の状況を見ながら、3市村で取り組んでいる白馬バレーとしての枠組みも含めて、引き続き各種財源の可能性を探っていく予定である。

#### <塩谷副会長>

レンツの事例で、観光事業税がイベントやマーケティングに使われているということであるが、それ以外にも上下水道やゴミ処理等のインフラに関しても別の負担の形がある。水道料金は国や地域でそれぞれ特徴があり、例えばオーストリアでは法律で事業費を100%回収できるような水道料金の設定になっていて、赤字になることはないが、負担は大きくなっている。スイスでは水量ではなく1人当たりの水道料金が決められていて、ホテルなどはかなり負担が大きいと思われる。そういった形で観光インフラに要する経費を徴収しているため、観光事業税を社会インフラに注ぎ込むようなことはしていない可能性がある。その辺りの全体像がわかるような形にしないとバランスの良い負担が設計できないと思われるため、もう少し深く調べていただきたい。

#### <田中総務課長>

第2回の部会から具体的な検討に入ったが、徴収方法については税・分担金・使用料もしくは法律に則らない会費など様々な形があること、また、宿泊税だけでなく日帰りのお客様からも徴収することが望ましいという意見もあるため、海外も含めた先進事例の中でこういった方法があるのか、といったことを話し合った。

国内では、下水道については都市計画法に基づく受益者負担金というものがあり、レンツのように事業者の負担金を税で取った場合、それを下水道事業に充てるということは難しい面もある。様々な視点からの検討が必要であるため、少しずつ掘り下げたり整理したりしながら議論を深めていきたい。

#### <塩谷副会長>

事業者負担金の長所として、観光事業に活用する意味合いとしては、例えば花火大会のようなイベントがあったときに、事業者から協賛金を徴収することが多いが、中には負担しない事業者もいる。負担金という形にすることで、強制性を持たせるという点でも一定の意味があると思う。

#### <山田会長>

宿泊税はお客様に納税義務が発生するが、観光事業税は事業者が納税義務を負うことになるという大きな違いがある

事業者側の負担は法人税等も含めて様々な形で既に存在しているということもあり、その仕組みも国や地域によって大きく違うということがあるため、観光事業税だけを切り出してもなかなかその全体像が見えにくい。事業者負担金等について議論する際には、一部の海外事例等を切り出すだけでなく、事業者に対する負担の仕組みとして、分担金や会費といった形も含めて全体の中でこういった形が望ましいのか整理していただきたい。

## (2) 登山協力金の検討状況

<松沢委員(登山協力金検討部会長)>

「資料 2」により検討状況を説明した。

部会を 2 回開催して検討した結果として、白馬村独自で「登山協力金」というものを徴収しないこととした。今年度、村の議論と同時に、環境省主導で登山道の維持を目的とした協力金を募る「北アルプストレイルプログラム」の議論が始まった。北アルプスは、長野県・富山県・岐阜県の広域に跨る広域な中部山岳国立公園であり、その中で既に「北アルプストレイルプログラム」の仕組みが、長野県の南部では 3 年程前から始まっていて、今年度は富山県・岐阜県側でも実証実験が行われている。北部地域のみ未導入であり、来年度からの実施に向けて中部山岳国立公園管理事務所や森林管理署と議論している中で、白馬村でも登山協力金を募ると、お客様からするとどちらに収めたらいいかわからなくなるということが懸念される。

白馬村が独自財源として登山協力金を募った場合と北アルプストレイルプログラムとして協力金を募った場合で、金額や使途に差は出てくると思うが、北アルプス北部地域も白馬だけではなく糸魚川市や小谷村・大町市も関係することになり、関係各所との調整の結果、北アルプストレイルプログラムの形で進めるということ結論付けた。

<山田会長>

登山協力金については、環境省主導の「北アルプストレイルプログラム」が他の地域でも実施されているということもあり、村として独自に実施すると混乱を呼ぶ可能性もあり、広域的な取り組みとして実施した方が良いのではないかと結論になったということであるが、意見や質問はあるか。

(意見・質問なし)

<山田会長>

特に意見等が無いということで、部会の検討結果を尊重する形で進めていきたい。

## (3) 宿泊税の検討状況

<柴田委員(宿泊税検討部会長)>

「資料 3」により検討状況を説明した。

先日、長野県知事から宿泊税導入の具体的な意思表示があり、長野県山岳高原観光課から県で検討している宿泊税の骨子案について説明があったため、白馬村としてどう対応していくかということを検討した。

これまで 3 回の部会を開催してきたが、9 月に県から具体的な情報が出され、10 月に県から詳細の説明を受け、その後に第 3 回の部会を開催して詳細を検討した。

原則として長野県の宿泊税は1泊あたり300円となるが、独自課税を行う場合には、いわゆる2階建て方式として県税が150円となり、市町村税については独自に税額を設定することができるという形になっている。

納税いただく宿泊者には、県税と村税の金額がそれぞれいくらになるかということをご説明するわけではないかもしれないが、わかりやすく説明できるということを前提に議論を進めてきた。

まず、白馬村として独自課税を行うかどうかということを検討した。

白馬村内の宿泊料金の価格帯は非常に幅広く分布し、形態も様々であることを踏まえると、低価格帯が多い小規模施設への配慮をどうするかということに加え、今後の開発への備えも含めて、高価格帯の宿泊に対する課税をどうするかということを検討する必要がある。

部会の結論としては、「白馬村として独自課税を行うことが望ましい」ということになっている。宿泊者への説明をする際に、外国人も含めて「わかりやすい表記」が必要であるという意見もあり、その辺りは今後まだまだ検討していく必要がある。

名称については、長野県の案に準じて統一感を出すために「白馬村観光振興税」という名称が良いのではないかと意見で一致している。

税率については、現時点の県の骨子案が定額制ということで、部会においては県の状況に合わせて定額制を基本に検討している。定率制を求める意見もある中で、白馬村としては独自課税による課税余地(県税150円にどれだけ上乘せするか)について、低価格帯については、村税部分を引き下げることで配慮し、高価格帯については村税部分を引き上げることで対応する形が望ましいのではないかとということになった。

別紙2の一番左が長野県の一律300円という案で、白馬村では①・②・③の3案について右側の4つの評価ポイントで数値化・検討した。

想定する需要額について、別紙3に記載しているが、観光地経営会議で示されたとおり概ね3億円ということで、できるだけそれに近づけるにはどうしたらいいかということで、③が良いのではないかとということで、部会としての結論に至った。

③の場合には、税収見込みが約3億8000万円で、そのうち県税が約1億4000万円、村税が約2億4000万円という見込みになる。

それらをまとめて、3ページに「白馬村観光振興税(仮称)制度の骨子」ということでまとめてあり、答申の内容となるが、長野県もまだ流動的な部分があり、今後も県の状況を確認しながら白馬村としての対応を協議していくという形になると思われる。

税率(税額)や目的・使途等以外の部分については、長野県の制度に準じることとなる。今後、事業者の負担軽減や入湯税の最適化等についても検討していくこととしている。また、スキー場等を中心に白馬バレーとして大町市・小谷村とプロモーションなどに共同で取り組んでいることもあり、白馬村が独自課税を行った場合、大町市・小谷村と税額に差が生じてしまう。

長野県の発表では、素泊まり料金を対象とし、食事は含まないということになっているが、泊食分離の考え方についても県から具体的な説明がない状況であるため、引き続き情報を得ながら検討していく必要がある。

<山田会長>

長野県が示した方針を受けて、白馬村としてはどのような設計にしていくのかということ部会で検討・整理いただいた。委員から意見や質問があれば伺いたい。

<塩谷副会長>

宿泊料金の分布データなども示されわかりやすくなった。

価格帯が非常に幅広く、冬季と8月が高くなっているということがよくわかる。

オーバーツーリズム対策という意味では、季節によって税率を変えるという方法も一つあるかと思うが、一方で価格帯によってその累進税率を採用することでそれをある程度を吸収できるという形になっていると感じた。

基本的にはこの制度設計で問題ないと思うが、もっと高くした方がいいという考え方もある可能性もある。宿泊税で約2億4,000万円、県からの徴収委託金も多少あるかもしれないが、それでどのくらい観光予算を賄えるのかということをお教えしてもらいたい。

<柴田委員>

説明が漏れてしまったが、高価格帯の税額が2,000円となっているが、さらに高くしてもいいのではないかという意見は部会の中でも出ているため、検討の必要がある。

現状では長野県の定額制を基に議論を進めているが、定率制を望む声もある中で、県が考え方を考える可能性はあり得るのか。

<山田会長>

検討の過程でも定率制が良いのではないかという意見は一定数あったようであるが、最終的には長野県として定額制ということで発表した。

ただし、独自課税をする自治体の税制度については、県税が150円ということ以上のことは言わないという考えであると聞いている。

また、課税自主権は、県と市町村のどちらが上ということではなく、基本的には同等ということになる。「宿泊税はこうあるべき」という規定もが決められているわけではないため、長野県や北海道、沖縄県などそれぞれ様々な宿泊税の形態が出始めている。白馬村として独自課税をするということが前提であるが、どのような方式にするのかということは、基本的に白馬村が独自で決めるということになる。

長野県が定額制という骨子案を発表した日に、沖縄県の委員会では定率制という方針を決定したが、長野県としては余程のことがない限り一律定額300円、独自課税すれば150円というところは変えないと思われるため、それを前提に議論を積み重ねていくことになるかと思っている。

<鈴木観光課長>

税の規模という観点では、令和6年度の観光課の当初予算一般財源を見ると、人件費を除く純粋な事業費として約3億円である。白馬村の宿泊税の見込額は約2億4,400万円で、どういった事業に活用していくか、観光地経営会議の中で検討していきたい。

<倉田委員>

約1年半後から徴収が始まるという中で、お客様への周知や宿泊施設の実務的なところはようになっていくか。

<丸山委員>

部会での検討において、制度設計の概要について骨子案として示しているが、運用上の課題はたくさんある。特別徴収義務者になる宿泊事業者の課題もあるが、それらを取り仕切る行政やDMO等にも、どのような宿泊形態で何人泊まったかということ把握して徴収していかなければいけないということも踏まえて、これまで以上に官民が一体となって連携して進んでいかなければならないと感じている。

導入が決まった際には、宿泊税を私たち白馬村全体でしっかりと成長させていくような形にして、使途も含めて持続可能な形にしていかなければならない。

それらの課題に関しては、ひとつずつ整理して進めていきたいと思っているが、今後説明会などを開催していく中で、宿泊事業者は罰則規定のある特別徴収が始まるということも踏まえてしっかりと制度を理解して取り組む必要がある。どれくらい県に納めて、村の税収がどれくらいになるのかといったこともしっかりシミュレーションしながら、より良い形にしていかなければならないと思っている。

<太田税務課長>

先程柴田部長からも説明があったとおり、今後様々な課題を洗い出して部会においてその対応策を検討することになる。宿泊税検討部会は、今年度内にあと2回開催を予定していて、その中で宿泊事業者が不安に感じていることや疑問に思っていることなどを洗い出して、その対応策を考えていきたい。予定では、来年3月の議会に税条例案を提出し、認めていただいた場合には、令和7年度において、実際に宿泊施設での事務手続きなどを噛み砕いた形で説明し、課題も把握しながら解決していく時間を約1年間設けて制度開始を迎えたいと考えている。

<柴田委員>

先日も説明会が開催されたが、参加者はオンラインを含めて60人くらいであった。

1,000軒近くの宿泊事業者が存在している中で、制度の導入にあたり、現在の検討状況や内容について当事者として捉えているか、理解が不十分ではないかということを感じている。今後も説明会を開催したり新聞報道等もされていくと思うが、お客様からお預かりして納税するところに繋がってくるため、丁寧に説明する機会を増やしていかなければならない。

<山田会長>

徴収の実務的な部分を明らかにしていくということは、大きな課題として残っているが、一方で税制度自体をどのような設計にしていこうかということが決まらなないと、その辺りの詳細な実施方法というものもなかなか見えてこないということもある。

宿泊料金に応じて段階的に税額を変えていくということになると、1泊2食付きの場合は食事の料金をどうしていくのかということもあるし、連泊されるお客様については平日と週末の宿泊料金が変わってくる場合はどうするのかといった問題も生じてくるが、税率の設定により影響が及ぶことになる。まずは制度設計を固めた上で、実施に際してどのような課題が生じてどのように対応していけばいいのか検討していくことになると思われる。

検討部会では名称をどうするのかということについても検討課題として挙げられていたほか、高価格帯の宿についてはもう少し税額を上げて良いのではないかといった意見もあったということであったが、その辺りのご意見もいただければと思うがいかがか。

<倉田委員>

別紙3に記載されている使途について、今回初めて拝見する資料であるが、索道事業者としても課題に感じている二次交通、シャトルバスについても記載していただき、合計3億円ということで、宿泊税の見込額に対して不足している部分もある中で、事業者の負担なども考えた時にどう捉えれば良いかお聞かせいただきたい。

<山田会長>

需要額3億円に対して、宿泊税のみでやっていくのか、通常的一般財源からの補填等も含めて上乘せも考えているのかという質問で良いか。

<倉田委員>

その辺りも含めて、3億円という金額と内容が目標として共有されているものなのか、足りないところを宿泊税でさらに増やすのか、それ以外の事業者の負担等も含めて考えるのか、スケジュール感なども含めて行政としての考えをお聞きできればと思って質問した。

<太田税務課長>

別紙3の左下の「使途の枠組み」については、昨年度末に観光地経営会議から提言を受けたもので、その右の「具体的な事業」については枠組みに沿って考えられる事業を庁内で検討したものである。各事業についてしっかり見積もりを取ったわけではないが、現段階の試算としてこれくらいは必要だろうという形で積み上げたものである。

次期観光地経営計画と宿泊税を活用した事業の開始時期が、令和8年4月ということで同じタイミングになる。税の視点では、制度の見直しを「開始後3年」と設定し、次期観光地経営計画においても、前期は3年という形でおそらく規定されるだろうと考えている。次期観光地経営計画の中で、その3年間の事業については、さらに具体的な詳しい形で、財源を伴う形で実施計画を策定していくということで考えている。計画策定は令和7年度中に行うため、来年度を目処に、より細かな実行レベルの計画を示していきたいと考えている。

<山田会長>

本日の段階では大枠としてのイメージということで、具体的な内容は実施計画や予算計画といったものに基づいて展開していくということであるが、意見や質問はあるか。

<塩谷副会長>

入湯税の収入が4,000万円程あり、観光関係の使用料収入等もあるかもしれないが、それらを含めた収支計画ということになるのか。

<太田税務課長>

入湯税についても宿泊税検討部会の検討項目となっている。現状はほぼ全額を観光振興事業に充てている状況であるが、それをどうしていくかということも含めて、使途と税率を検討していきたい。

<倉田委員>

別紙2の③の税額を採用した場合、村税2億4,400万円という試算は、徴収率100%を想定しているものか。

<太田税務課長>

積算根拠として、宿泊数についてはモバイル空間統計等から算出した年間94万3,500泊という数字に、白馬村③の税率を掛けたものになる。税率を掛けるにあたっては、宿泊料金の分布率も掛け合わせて算出したものであり、徴収率は100%を前提としている。

<山田会長>

税収見込みについては、やってみないとわからないというところがある。宿泊事業者も、特に冬季は料金が大きく変動している状況だと思うので、運用しながら状況に応じて検討していくということになるかと思う。

また倉田委員から質問のあった徴収率についても大きな課題であり、導入初期の1年目、2年目のときにしっかり徴収できるかというところがかかり響いてくる。

そういう意味でも、予算も当初1年目・2年目の辺りについては、徴税に関する行政側のコスト、全体的な周知や啓発から実際の徴収事務といったところまで、一定の費用を投入する必要があると思われる。その辺りも具体的な検討課題の一つになる。

<柴田委員>

長野県内で白馬村と同様に独自課税を検討している他の4市町村でもこれから議論がされていくと思うが、県の説明では一律300円にこだわっている印象があり、「宿泊行為は金額の高低にかかわらず同じ行為であるから宿泊料金と税額は関係ない」という説明があった。

一方で白馬村では、低価格帯の宿泊事業者に配慮して、低い税額が200円、高いところは500円や1000円と差を設けていて、その辺りの考え方は県の方針と異なる。

長野県としては独自課税を認めるということなので、大町市や小谷村は一律300円で、白馬村は宿によっては200円もしくは500円を超えてくるといった形であっても特段問題はないのか。

<山田会長>

税には「支払い能力に応じて支払うべき」という応能性と、「受益に基づいて支払うべき」という応益性の2つの考え方がある。

税学者の中には「地方税は応益であるべき」と主張される人や、低廉な宿に泊まったお客様も高額な宿に泊まったお客様も、地域からの受益は同一であるため一律の税額にすべきだという人がいるが、法律上の規定はないし、総務省も応益でなければならないとは言っていない。また、仮に応益型だとしたときにも、低廉な宿に泊まる方と高額な宿に泊まる方で、果たして本当に行政サービスからの受益が同一なのかということもある。例えば二次交通の利便性や景観等について、低廉な宿に泊まられた方はそこまで気にしない方が多い傾向にある。一方で、1泊10万円、20万円といった金額を払って宿泊するお客様は、景観や街並みがきれいに整っていることなども期待するし、現地での交通についても要求水準が高い傾向にあると思われる。そうすると、高額な宿に泊まられたお客様の方が高水準の行政サービス、地域からのサービスを要求するということは観光の世界においては容易に想像がつく。そう考えると「受益が同じである」というのは少し乱暴な言い方ではないかと思う。沖縄県ではそういった議論をしてきた経過もあり、定額制から定率制に切り替えたという経緯がある。定額でなければならないということがどこに定められているわけではない。

2階建て方式にした場合には、当然ながら白馬村として独立した課税自主権を持っているため、税額をどう定めるかということは村として独自に決めて構わない。その際に、県から「一緒にしてくれないと困る」と言われる可能性もあるが、県と市町村は課税自主権に関しては同等であるため、白馬村としての考え方や理由づけがしっかり説明できることが重要であって、県の意向に従わなければならないということではない。

白馬村の宿泊検討部会、またはこの検討委員会で関係者が集まって「こうすべき」ということをしっかり合意形成することが重要で、県や総務省から質問を受けた際に自分たちの考えをしっかりと伝えていくことが必要である。

<塩谷副会長>

受益者負担の原則はある程度は適用されるが、受益の程度は個別に差があっても良いというのが税制度であると解されている。税理論は長年にわたり様々な議論がされ、いろいろな学派もあるため、一つに決められないという状況だと認識している。

<山田会長>

まず白馬村として独自課税を行うということについて確認したいが、特に異論は無いか。

(異論なし)

名称について、県は「観光振興税」という仮称にしているため、それに合わせる形が良いのではないかという考え方がある一方で、白馬村の場合は海外からのお客様も多く来られるため、英語での説明を考えたときに「観光振興税」という名前で伝わるのかといったことも懸念される。海外ではアコモデーション・タックス、ツーリスト・タックス、ツーリズムタックスといった名称が使われているが、日本語の名称だけでなく英語の名称についても検討が必要となる。

入湯税に関しても、宿泊税と二重で対象になる温泉旅館等が出てくる。その際にも入湯税の英語表記と宿泊税の英語表記や、どういった違いがあるのかといった部分についても、整理が必要かと思う。

税の名称について確認したいがいかがか。特に意見がなければ、観光振興税、それを何らかの形で英語に訳した形で進めるということで問題ないか。

<柴田委員>

お客様に説明して徴収する際に、領収書に明記される名称が「観光振興税」となるとわかりにくい部分もある。日本各地で「宿泊税」が通称・通例になっていることを踏まえ、制度上は「白馬村観光振興税」であっても、「宿泊税」という名称も使用できる形が良いのではないかという意見もあり、継続審議ということになっている。

<山田会長>

事務局に確認したいが、名称については今日この場で決定ということになるのか。部会から継続審議という話もあったが、部会でもう一度検討して最終的な報告をいただくことになるのか。

<太田税務課長>

部会としての結論は、「白馬村観光振興税」という名称になるが、部会長から発言があったように、宿泊者に伝わりやすい英語表記や通称ということは検討の余地があるという意見であるため、税条例と課税の制度の名称としては「白馬村観光振興税」を一つの結論として出したところである。

また現段階では(仮称)としているが、この後パブリックコメントを予定しているため、あくまでも仮称というところで皆様からのご意見をいただいた上で最終的判断をしたいと考えている。

<山田会長>

今日の時点では「観光振興税」ということで一旦仮置きして、表記についてはパブコメ等も含めながら判断していくということにしたい。

3点目として、税額について、本日もいろいろ議論してきたが、県としては県内全域一律300円とするが、独自課税する市町村については県税を150円に下げるという方針が出された中で、白馬村としてどのような形で独自課税していくのかということ部会で検討いただいた結果、白馬村は別紙2でいうと③の形で、1万円以下は200円、1万円から2万円が300円、2万円を超えてくると5万円まで500円、さらにその上は1,000円、2,000円といったような段階を設定したらどうかという提案が示された。

部会でも高価格帯についてはさらに高い負担をいただいても良いのではないかといった意見も出されたが、こちらについてもパブリックコメントを実施する段階ではこのような段階の形で示していくということについて、異論があればご発言いただきたいと思うがいかがか。

(異論なし)

では、③の税額でパブリックコメントを進めていくこととしたい。

全体の中で、観光事業税や登山協力金等も含めて、意見や質問があればいただきたい。

<柴田委員>

入湯税について、これから部会で議論していくと思うが、温泉連絡協議会等からも意見を集約していくということになるか。

<太田税務課長>

宿泊税検討部会における入湯税に関する議論として、税率と用途が大きなテーマとなる。その考え方の基礎的な情報として、温泉施設連絡協議会からご意見を伺ったり、アンケートの結果等を基に部会で整理した上で方向性を定めた上で村長に答申したい。

<田中総務課長>

入湯税の使い道は法律で定められている。現在は、観光施設など観光に関わる事業が多くを占めている状況であるが、宿泊税や観光に伴う財源が制度化されてくると、入湯税の本質的な用途である、温泉施設に対する助成や消防といったところもあるため、部会の意見もお聞きした上で、総合的に勘案して事業を決定していきたい。

<山田会長>

入湯税と宿泊税の整理は熱海市でも議論された。入湯税は法定外税ではなく法定内税で用途については定められていて、1990年代に観光振興も用途の一つとして組み入れられたが、元々観光に特化した税ではないため、定められた範囲の中で検討が必要になると思う。一方で、宿泊されるお客様から徴収するという点については変わらないため、納税者からするとどちらも同じ「税」というイメージを持たれるため、白馬村で導入する際に、用途に加えて、納税者にどう説明するのか、海外からのお客様も含めて課題の一つであると思うので、継続的に議論いただきたい。

その他に何かあるか。

(意見・質問なし)

<山田会長>

いくつか意見が出たが、部会で検討いただいた内容を基にパブリックコメントを実施し、その結果や本日の議論等を受けて各検討部会または行政で細かい調整をしていただき、成案という形にしていきたい。

税額や名称について、特に名称は条例にどのように謳うかという技術的な話にもなるため、行政としても知恵を出していただきたい。

以上で協議を終結して、事務局に進行をお返す。

#### 4. その他

<田中総務課長>

その他ということで、委員の皆さんから何かあるか。

(発言なし)

次回、第3回目の委員会は1月もしくは2月に開催する予定である。その間に、宿泊税の骨子案についてパブリックコメントを実施したり、事業者負担金の検討部会も開催して検討を進めていく予定であり、次回の委員会では、それらの内容を報告するとともに、税条例や使途・基金の条例の素案等をお示ししたいと考えている。

あらかじめ日程調整するため、可能な限りご出席をお願いしたい。

#### 5. 閉会

<田中総務課長>

閉会を宣言した。